

# 南和広域医療組合議会 病院建設運営委員会会議録

## 目 次

○出席委員	1
○欠席委員	1
○傍聴者	1
○説明のため議場に出席した者の職氏名	1
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	2
○開会宣言	3
○会議録署名委員の指名について	3
○審議内容と付託議案の採決方法等について	3
○開院までの全体スケジュールについて	4
○企業団への移行について	5
(1) 企業長・副企業長の選任について	
(2) 企業団の組織・定数及び運営体制について	
○1. 議第1号、平成27年度南和広域医療組合病院事業会計補正予算（第2号）について	11
○2. 議第2号、平成28年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について	12
○3. 議第3号、南和広域医療組合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	18
○4. 議第4号、南和広域医療組合を南和広域医療企業団とすることに伴う条例の整理に関する条例の制定について	19
○5. 議第5号、南和広域医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、6. 議第6号、南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例の制定について、7. 議第7号、南和広域医療企業団職員の再任用に関する条例の制定について、8. 議第8号、南和広域医療企業団職員の服務の宣誓に関する条例の制定について、9. 議第9号、南和	

広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の制定について、10. 議第10号、南和広域医療企業団職員の修学部分休業に関する条例の制定について、11. 議第11号、南和広域医療企業団職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、12. 議第12号、南和広域医療企業団職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、13. 議第13号、南和広域医療企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、14. 議第14号、南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について……………	21
○15. 議第15号、南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、16. 議第16号、南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の制定について、17. 議第17号、南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の制定について……………	24
○18. 議第18号、南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の制定について……………	26
○19. 議第19号、南和広域医療企業団行政不服審査法施行条例の制定について、20. 議第20号、南和広域医療組合事務局設置条例等の廃止について……………	28
○21. 議第21号、南和広域医療組合五條病院改修工事にかかる請負契約の締結について……………	29
○22. 議第22号、吉野病院の土地・建物の取得について……………	31
○23. 同第1号、南和広域医療組合監査委員の選任につき同意を求めることについて……………	32
○報告事項等について……………	33
(1) 竣工式典、内覧会の概要について	
(2) 医療健康ジャーナル（はびねすだより）の発行について	
○その他……………	35
○閉会中の継続審査事項について……………	36
○閉会宣言……………	37



南和広域医療組合議会 病院建設運営委員会会議録

平成28年3月1日（火）午後2時30分開会

午後4時14分閉会

出席委員（12名）

副委員長	清 須 智 成	委 員	秋 本 登志嗣
委 員	山 口 耕 司	委 員	山 本 隆 敏
委 員	吉 井 辰 弥	委 員	脇 坂 博
委 員	銭 谷 春 樹	委 員	別 所 誠 司
委 員	中 南 太 一	委 員	中 谷 宏
委 員	金 山 進 英	委 員	春 増 薫

欠席委員（1名）

委 員 長 藤 山 量 雄

傍聴者（12名）

説明のため議場に参加した者の職氏名

副 管 理 者	杉 山 孝	副 管 理 者	松 本 昌 美
特 別 参 与	中 川 幸 士	事 務 局 次 長	岡 眞 啓
事 務 局 次 長	辻 本 眞 宏	総務グループリーダー	浦 西 正 純
施設グループリーダー	笠 置 和 章	企画グループリーダー	藤 本 和 彦
調達グループリーダー	鷹 堅 覚	看護グループリーダー	堀 口 陽 子

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長 福 井 祥 文 書

記 杵 田 嘉 史

書 記 吉 田 大 輔

開会 午後 2時30分

---

### ◎開会宣言

○清須副委員長 ただいまから病院建設運営委員会を開会します。

本日の委員会は、藤山委員長から欠席届が提出されていますので、委員会条例第9条の規定により、副委員長である私とその職務を代理させていただきます。

本日の出席委員は12名ですので、委員会条例第11条の規定による定足数を満たしており、会議が成立していることを御報告いたします。

なお、本日の委員会は、委員会条例第15条の規定により公開としていますので、傍聴を許可することで御了解願います。

---

### ◎会議録署名委員の指名について

○清須副委員長 次に、会議録署名委員を指名いたします。私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 異議なしと認めます。それでは、私から署名委員を指名いたします。春増委員、秋本委員を署名委員に指名いたします。

---

### ◎審議内容と付託議案の採決方法等について

○清須副委員長 次に、地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、説明のため理事者に対し、当委員会への出席を求めました文書の写しをお手元に配付しておりますので、御了承願います。

さて、当委員会につきましては、本会議より付託を受けました議案等について審議を行います。

委員会の進行につきましては、次第に基づき、1. 開院までの全体スケジュールについて、2. 企業団への移行について、3. 付託議案について、4. 報告事項等について、5. その他の順に理事者側から説明及び報告を求め、審議を行います。

この際、お諮りいたします。

当委員会における付託議案の採決の方法については、議第1号及び議第2号の予算

議案並びに議第21号の工事請負契約議案については起立採決によるものとし、その他の議案については簡易採決によるものとするに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 異議なしと認めます。採決の方法については、そのように行うことに決しました。

---

### ◎開院までの全体スケジュールについて

○清須副委員長 初めに、1. 開院までの全体スケジュールについて、理事者の説明を求めます。

杉山副管理者。

○杉山副管理者 それでは、全体スケジュールについて説明をさせていただきます。

お手元にごございます「病院建設運営委員会 会議資料」、1枚おめくりをいただいて1ページ、資料1をお願いいたします。

既に御案内のとおり、4月1日に南奈良総合医療センター・吉野病院・五條診療所がオープンいたします。また、看護専門学校も開校いたします。現在、それに向けて鋭意準備を進めておりますが、今後の予定等について御説明をさせていただきます。

まず、1. イベント欄をお願いいたします。昨年末、12月22日になりますが、建物の引き渡しを受けた後、1月下旬、構成市町村の首長の方々、また構成市町村の議会議員の皆様方に病院の視察を行っていただきました。明日まで組合議会を開催していただいた後、後ほど御説明をさせていただきますが、3月13日には竣工式典、内覧会を開催いたします。

次に、2. 病院運営の欄をお願いいたします。新しい病院では電子カルテシステムが導入されます。電子カルテを中心とした受付、診療、会計といった患者さんの動線となります。このため、2月から現行の3病院では電子カルテの操作研修を始め、また2月中旬からは新病院に整備をいたしました電子カルテシステムを使い、具体的に模擬患者さんを立ててリハーサルを行い、本番に備えることとしているところでございます。

その下、3. 患者移送の欄は、4月1日に大淀病院や五條病院の入院患者さんを安全に南奈良総合医療センターに移っていただくための準備について記載してございます。送り出し側、受け入れ側とも、医師・看護師、またコメディカル間、そして救急

隊員等々の連携が大切でございますので、こちらも事故がないように2月から患者搬送リハーサルを重ねているところでございます。

その下、4. 患者引き継ぎの欄は、現在の3病院に通院されている患者さんをスムーズに新病院に引き継ぐための準備について記載してございます。まず、新病院の医師に患者さんの情報をきっちり引き継ぐために、現在の主治医がカルテの主要な部分・情報を整理した、サマリーと呼んでおりますが、そちらの作成を現在行っております。また、2月1日からは、4月当初、移行期の混乱を少しでも解消するために、新しい病院で4月以降使用していただきます診察券の事前発行を現在の3病院で行っているところでございます。さらに、現在大淀病院や五條病院で受診されている患者さんが4月以降、南奈良総合医療センターあるいは吉野病院で受診できますように、3病院で診療予約の入力なんかもさせていただいているところでございます。

最後、一番下、5. 医療機器等整備につきましては、1月の中旬以降、順次搬入作業を行っております。3月13日の竣工式典にはおおむね医療機器、あるいは什器が入っている予定でございます。

資料1の説明は以上でございます。

○清須副委員長 理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

次第1に関して質疑のある委員は挙手をお願いします。

ほかに質疑のある委員はいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

---

### ◎企業団への移行について

#### 1. 企業長・副企業長の選任について

#### 2. 企業団の組織・定数及び運営体制について

○清須副委員長 次に、2. 企業団への移行について、理事者の説明を求めます。

杉山副管理者。

○杉山副管理者 それでは、企業団への移行に関して説明をさせていただきます。

資料2-1、2ページをお願いいたします。

企業団への移行に関する組合規約の改正につきましては、構成団体の12月議会にお

いて規約改正の議決を行っていただき、昨年末に構成団体の総意として総務省に申請を行いました。お手元の資料のとおり2月1日付で総務大臣の許可をいただき、本年4月1日付で本組合は、正式に南和広域医療企業団を名乗ることとなりますので御報告をいたします。

なお、参考までに、改正後の企業団規約を添付させていただいております。

続いて、4ページをお願いいたします。

企業長及び副企業長の選任について、御報告をさせていただきます。

前回の議会でも報告をさせていただきましたが、企業長については、病院経営に識見があり、市町村との連携、また県の医療政策にも精通した県部長級職員を知事が提案をし、運営会議で決定するというところにさせていただいていたところでございます。先日、2月22日に開催されました運営会議において、お手元記載のとおり、現在のこども・女性局長でございます上山幸寛氏を企業長に選任することとされたところでございます。また、副企業長につきましては、現在、副管理者として御承認をいただいております私、杉山と松本院長を選任すると決定されたところでございます。

なお、企業長及び副企業長につきましては、企業団の特別職ということで給与及び退職手当を条例で定める必要がございます。黄色の囲みの部分でございますが、上山企業長については県の部長級職員の給料をベースに、また副企業長については、私、杉山につきましては県の次長級職員の給料を、また松本院長につきましては病院長としての給料をベースに企業長が定めることとし、今回、議案として提案をさせていただいているところでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。

企業団の組織図でございます。企業長、副企業長のもと看護専門学校を含めて4つの施設を運営することになりますが、より一体的・効率的な運営を行うために事務局機能は南奈良総合医療センターにできるだけ集約をし、企業団全体の事務局機能を持つ形といたします。

医療機能に関しましては、南奈良総合医療センターは25の診療科で構成をいたします診療部を初め、看護部、また薬剤部など記載のコメディカルの部門、またチーム医療を担う8つのセンターなどがございます。

また、右側、吉野病院につきましては療養期が中心の病院であり、外来診療も内科と整形外科でございますので、南奈良に比べましてコンパクトな体制になってござい

す。

なお、看護専門学校については、看護師養成に力を入れる観点から、看護職である専任の副校長を新たに設置することとしているところでございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

平成28年度の職員定数の考え方を整理した資料でございます。資料の中段、「1病院別配置定員」の欄を御覧ください。左端、「H28 配置定員」を御覧いただきますと、合計で417人を想定してございます。これに対しまして真ん中、「H28 配置見込（正規職員）」の欄でございますが、こちらの合計は440人となっております。これは、平成29年度の五條病院開院時に必要な職員をあらかじめ一定数確保しておく必要がございますので、肌色に塗っている部分でございますが、看護師や看護補助など26名の加配を予定しているところでございます。なお、この部分の人件費につきましては、県から約1億4,000万円の補助金により支援をしていただくことになってございます。また、配置見込みの職員の身分移管前の所属は、表の右側のとおりとなっております。なお、事務局のスタッフにつきましては、現在の組合同様、県及び五條市、吉野町、大淀町、下市町からの派遣に加えまして、いよいよ病院運営を行うことから、現在の3病院からも病院運営に精通した職員の派遣をいただき運営していくこととしているところでございます。

なお、職員定数につきましては条例で定める必要がございます。資料の上段に赤枠で囲ってございますが、配置定員である417人に一定の調整分として17人、また平成28年度限りの特殊事情といたしまして、五條病院開院に向けて確保する人数分26人、合計460人にしたいと考えているところでございます。

なお、平成29年度、五條病院開院時の必要な定数は、開院時の病院機能等を精査した上で、次年度に改めて提案をさせていただきたいと考えてございます。

また、下段に「標榜診療科及び医師配置見込」として診療科ごとの常勤医師数を記載してございます。奈良医大の全面的な御支援のもと、皆様の期待に応え得る体制が確保できたと考えているところでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。

企業団経営管理に関する体制についてでございます。今回、病院経営に対する責任体制を明確化し、ガバナンス体制を強化するために企業団に移行したわけでございますが、それを具現化するために、できるだけきめ細かく病院の経営状況をチェックし、

臨機応変に対応していく必要があると考えてございます。具体的には資料の一番下に記載してございます「病院幹部会議」を週1回開催し、週ごとの状況を踏まえた業務改善を検討する機会といたします。その上、病院運営委員会は参加メンバーを拡大いたしまして、月次単位の状況を踏まえ、経営目標の達成状況の検証を行っていきたいと考えてございます。その上、「企業団経営企画委員会」は四半期ごとに1回の開催ということで、外部の有識者にも参画をいただき、客観的な視点から病院経営について御意見をいただきたいというふうに考えてございます。

その上、企業団運営会議は、現在の運営会議と同様、構成団体の首長の方々をメンバーといたしまして、まさしくオーナー会議の位置づけで、企業団の経営方針をはじめとした重要事項の審議をいただき、あわせて企業団議会で議決を求める事項についても御確認をいただくこととしてございます。

これからの会議体が有機的に機能することによりまして、企業団の経営の安定化を図っていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○清須副委員長 理事者側からの説明は終わりました。

質疑に入ります。

次第2に関して質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

山本委員

○山本委員 6ページの南和広域医療企業団の病院別配置定員のことでお聞きしたいのですが、吉野病院で整形外科が1名で、そして隔日診療だと聞いておるのですが、その辺はお答え願えますでしょうか。

○清須副委員長 杉山副管理者。

○杉山副管理者 吉野病院の外来でございますが、内科については毎日、そして御質問の整形については週3日の外来をあける予定でございます。

○清須副委員長 山本委員。

○山本委員 そこで、現状の町立吉野病院のことを考えますと、内科と整形の2つは患者さんがよくお見えになるんです。そして、軽微な医療というのでしょうか、お年寄りの方が、腰が痛い、膝が痛いというような、わざわざ今度の新病院に出向かなくてもいいようなことで来られる方が多い。その上、隔日であるということ。そして、整形外科というのは簡単な手術なんかもついて回るように思うのですが、そうすると常任

の先生が1人だと、その先生が手術にとられてしまうと患者さんがずっと待ってしまうというようなことが起こるのですが、その辺はどうお考えなんでしょうか。

○清須副委員長 松本副管理者。

○松本副管理者 私から御説明をいたします。

まず、内科、整形外科の診療につきましては、今、委員御指摘のように、いわゆる日常診療に当たる診療を想定しておりまして、検査なり、あるいは高度な診療が必要な部分につきましては南奈良総合医療センターに集約する形で進んできておるところでございます。したがって、現在、おっしゃるとおり内科系、整形外科系ともたくさんのお患者さんがおられるわけでございますけれども、そのうちの全部がそのままおかかりになるということではないだろうということが一つあります。

それから、整形外科につきましては、基本、いわゆる外傷系の小手術といいますか、いわゆる処置に近いようなところにつきましては整形外科で担当いたしますけれども、いわゆる骨折等のもう少し大きな処置、あるいは手術が要るものにつきましては南奈良総合医療センターで担当させていただくというのが基本でございますので、医師といたしましては整形外科の常勤医が1人おりますので、それで担当できると一定考えておるところでございます。

一方、トータルで南奈良総合医療センターを含めまして6人の整形外科医が常勤でおります。吉野病院を入れて6名でございますけれども、その中の南奈良総合医療センターに主として勤務しておる者も吉野病院の診療のサポートなりということも必要に応じて考えるというようなことを想定しております。

そんなことでございますので、患者数、それから医師数からいうと、現在想定した予定の日数で対応できるであろうということでスタートするつもりでございます。もちろん4月からスタートした後に状況を少し見きわめた上で変更はあるやもしれませんが、一定そのように考えております。

○清須副委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。実際のところ、無事にいい船出ができるように我々も祈っておるのですが、現状はやっぱり、なかなか隔日に診療日があるというのは患者さんに知らせることは非常に難しい。吉野病院に行ったらいつも整形は診てくれると思っている方がいらっしゃると思うんです。だから、できれば人員に余力があるとか、今、院長先生がおっしゃったように患者数が増えてきたら、吉野病院にも毎日診

療という形を設けてほしいという思いがあります。

以上です。

○清須副委員長 ほかにございませんか。

金山委員。

○金山委員 今、大淀病院から整形の方が上北山診療所へ月に2回派遣してくれています。

そういう環境はどのようになるのですか。

○清須副委員長 松本副管理者。

○松本副管理者 僻地診療所の診療の体制でございますけれども、そのうち医師派遣、看護師派遣につきましては、今回、南和広域医療企業団では非常に重要だという位置づけをしております。そんな中で、僻地医療支援機構をこれから事業として南奈良総合医療センターに委託される形になります。そんな中で医師派遣をするわけでございますけれども、現状、特に内科系、あるいは総合診療中心でございますけれども、一方で非常に需要の高い、あるいは専門性の求められる、今、委員おっしゃられました整形外科の専門診療につきましては、やはり僻地の診療所からのニーズがかなり高うございますので、そのニーズを受けた上で、そして患者数、あるいは必要性を判断した上で派遣することを考えておりますので、来年度ももちろん、現在、上北山から来年の派遣も委託要望が出ておりますので、引き続き支援機構でまとめ上げて医師派遣をするということで進んでおります。したがって、今後、その他の僻地診療所につきましても、もちろん中身を精査させていただいた上ででございますけれども、やはり一定、専門診療につきましては要望を受けて、協議した上で調整していくという役割を担っていきます。そんな予定で考えております。

○清須副委員長 金山委員。

○金山委員 よろしく願いいたします。以上です。

○清須副委員長 ほかにございませんか。

中南委員。

○中南委員 今の件ですけれども、要望という言葉があったわけなんですけれども、各市町村からの要望がなければ派遣というのはないわけなのですか。その辺はどうなのですか。

○清須副委員長 松本副管理者。

○松本副管理者 一応、僻地の診療所、または役場から、一旦、僻地医療支援機構に対しまして、こういう医療が要するという要望を受けます。基本、それを踏まえた上という

ことを考えておりました、これまで窓口が少し分散しているところでしたが、これからは南奈良総合医療センターに置く僻地医療支援機構の中でその御要望を受けます。全てに応えられるかどうかは精査した上でございますけれども、そういったことで専門診療につきましても今後検討していくと、そういうことでございます。

○清須副委員長 中南委員。

○中南委員 結構です。

○清須副委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

---

◎ 1. 議第 1 号、平成27年度南和広域医療組合病院事業会  
計補正予算（第 2 号）について

○清須副委員長 次に、3. 付託議案について審議を進めます。

議第 1 号、平成27年度南和広域医療組合病院事業会計補正予算（第 2 号）について、理事者の説明を求めます。

杉山副管理者。

○杉山副管理者 議案説明資料の 1 ページ、資料 1 をお願いいたします。

議第 1 号、平成27年度の補正予算について御説明をさせていただきます。

病院の整備の財源といたしまして、各構成団体には過疎債、それと出資債を発行していただき、組合に対する負担金の財源としていただいておりますが、平成27年度、総務省の制度改正によりまして、地域医療再生のための病院の再編事業については交付税措置の有利な病院事業債の特別分といったものが創設をされ、かねてより要望を行ってまいりました。1月7日付で全額採択という形になりましたので、私ども組合が病院事業債の特別分を発行する。その分、市町村の出資債の発行は見送っていただくといった形が必要となります。この要望につきましては従来から説明させていただきましたが、これに関連いたしまして、私ども組合の企業債の借入限度額を19億円余り増額変更するために補正をお願いするものでございます。

また、下のほうに小さな字で恐縮でございますが「給与費の流用（専決処分）について」ということで書かせていただいている部分について御説明をさせていただきます。四角で囲ってございますが、平成27年度予算書の第 7 条を抜粋して記載してございます。職員給与費の流用を行う場合は議会の議決を経なければならないという規定がご

ございます。平成27年度予算におきまして職員給与費は1,886万円計上してございますが、  
枠外、下段に記載してございますが、開院に向けまして嘱託職員、また日々雇用職員  
を増員しております。300万円程度の増額が必要になるのかなという見込みを持ってお  
るところでございますが、今後、金額をまだ精査し切れていないところがございます。  
3月末で最終的な金額を精査した上で専決処分させていただき、次回の議会で御報告  
させていただきたいと考えているところでございます。何とぞ御了承をいただきたく  
存じます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○清須副委員長 理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第1号に関して質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号、平成27年度南和広域医療組合病院事業会計補正予算(第2号)について、  
原案どおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○清須副委員長 起立多数です。

議第1号については、原案どおり可決することに決しました。

---

## ◎2. 議第2号、平成28年度南和広域医療企業団病院事業 会計予算について

○清須副委員長 次に、議第2号、平成28年度南和広域医療企業団病院事業会計予算につ  
いて、理事者の説明を求めます。

杉山副管理者。

○杉山副管理者 2ページ、資料2をお願いいたします。

議第2号、平成28年度の当初予算について説明をさせていただきます。1枚おめく  
りをいただいて、資料2-1をお願いいたします。

まず、予算編成の基本的な考え方について御説明をさせていただきます。「医業収

入見込イメージ」として整理をさせていただいております。南奈良総合医療センターの医業収入につきましては、まず資料左上に記入してございますが、①ベースとなる収入を基礎として、②医療機能強化増収を加算して、③平成28年度予算を算定という流れで算定してございます。

まず、①ベースとなる収入、35億3,000万円につきましては、県立五條病院及び町立大淀病院の過去5年間の実績をもとに患者数や診療単価を算定した結果でございます。

次に、②医療機能強化増収につきましては、救急医療体制の強化、あるいは手術部門の強化など、記載の項目をはじめ増収を見込むことができる項目の精査を行いまして、13億5,000万円の増収を見込むものでございます。

その結果、右端、③平成28年度予算に記載のとおり、48億8,000万円の収益を見込んでいるところでございます。なお、患者数、単価については、記載の見込みとなっているところでございます。

次に、下段のピンク色で表示してございますのが、吉野病院の医業収入部分でございます。資料、左側記載の平成26年度決算額と比較をいたしまして、おおむね同程度の収入を見込んでいるところでございますが、内容的には入院収入が患者数の増加により増額。一方、外来収入は診療科の縮小により減少する見込みでございます。

次、4ページ、資料2-2をお願いいたします。

南奈良総合医療センターの当初予算について説明をさせていただきます。

まず、収益的収入、支出について御説明を申し上げます。上段、収益的収入は、総額が67億7,800万円余りでございます。内訳としまして、医業収益55億600万円余り、医業外収益11億6,700万円余り、看護師養成収益1億300万円余りでございます。医業収益の内訳として、入院収益が27億3,500万円余りでございます。一般病床196床及び回復期病床36床について、患者数、診療単価及び病床利用率は記載のとおりでございます。外来収益は19億4,800万円余り、その他収益は室料差額、個室料や人間ドック、各種検診等で1億9,800万円余りを見込んでございます。また、その横、県補助金として立上り支援、五條病院開院準備に伴う人件費等4億9,400万円余りの収入を計上してございます。また、他会計負担金として1億2,000万円余りを計上してございますが、これは病院に対して交付されます特別交付税を所在市町村であります大淀町に一旦受け取っていただき、企業団に負担金として納めていただくものなどでございます。医業外収益のうち他会計負担金として2億300万円余りを計上してございますが、これは将

来の医療機器の購入の財源を平準化して構成市町村に負担をしていただく1億円、また過去に組合が発行した地方債の償還に対する公債費負担金1億300万円余りでございます。その他として9億6,300万円余りがございますが、赤色の字で記載してございます長期前受金戻入（減価償却相当分）として9億3,000万円余りがございます。

目を下へ移していただいて、医業費用のところに同じく赤色の字で減価償却費として11億3,400万円余りを計上してございますが、会計上の処理といたしまして、建物等の減価償却費を費用として計上する必要がございますが、本組合の場合、建設費は全額国庫補助金と構成団体の負担金により補填されることから、実質的に負担は発生せず、会計上の処理といたしまして減価償却見合い分を収益として計上するのが上段の長期前受金戻入でございます。若干、減価償却費と金額が異なりますのは、計上年度に若干のずれが生じることによるものでございます。また、看専に係る収益として県からの補助金8,000万円と授業料等の収入2,300万円余りを計上してございます。

以上が収益的収入の内訳でございます。

続いて収益的支出でございます。下段、総額74億1,500万円余りでございます。内訳としまして、医業費用70億7,700万円余り、医業外費用が2億4,500万円余り、看護師養成費用が9,200万円余りでございます。医業費用の内訳として、給与費35億4,400万円余り。給料、手当等内訳は記載のとおりでございます。また、青色の枠で囲ってございますが、給与費の対医業収益費は72.6%でございます。材料費、経費、その他の経費については他病院をベンチマーク、また現病院の実績等を踏まえて積算を行い、内訳は記載のとおりでございます。

収益的収入から収益的支出を差し引きいたしました収支差は、右側に記載してございますが6億3,700万円余りの赤字となります。ただし、先ほど御説明いたしました赤色の字で記載している部分は会計処理上、計上を要するものであり、現金収支を伴わないものでございます。実質的な収支がどうなっているのかということについて、次のページで説明をさせていただきます。

5ページ、資料2-2①をお願いいたします。

今説明させていただいた収支差を資料の左上に記載してございます。その下、四角で囲った中に、前のページで赤色の字で記載しておりました現金収支を伴わない経理を記載してございます。収支差から現金収支を伴わない経理を差し引きいたしますと、③でございますが、2億9,200万円余りのマイナスでございます。

さらに、交付税の措置が1年間遅れることへの対応として、④の県から貸付金4億2,873万3,000円がございまして、実質的な収支はその下、⑤貸付後収支ということで1億3,666万3,000円の黒字となっております。前回の議会でも御説明をさせていただきました。赤字が発生した場合に、県と市町村が折半して補填をするといったルール適用は、この貸付後収支に赤字が発生した場合に発動することとなりますので、この予算案どおりの決算となった場合には、形式的には収支差は赤字となりますが、実質的には黒字であり補填をお願いすることはないこととなります。

ただいまの説明を図で示したものが右上にございまして「損益イメージ」でございまして。左側、非現金収支を含む場合は、貸付金を考慮しても1億8,491万9,000円の損失、赤字が発生することとなりますが、一方右側、非現金収支を除く場合、つまりキャッシュフロー上の損益は1億3,666万3,000円の黒字、利益が発生することとなります。

続いて、吉野病院の予算案について説明をさせていただきます。

6ページ、資料2-3をお願いいたします。

まず、収益的収入でございまして。総額13億2,400万円余りでございまして。内訳としまして、医業収益12億8,800万円余り、医業外収益3,600万円余りでございまして。医業収益の内訳といたしまして、入院収益7億7,600万円余り、一般病床50床及び療養病床46床について、延患者数、診療単価及び病院利用率は記載のとおりでございまして。外来収益は3億3,900万円余り、その他収益は室料差額等で4,600万円余りでございまして。また、他会計負担金として1億600万円余りを計上してございまして、こちらは病院に対して交付される特別交付税を所在市町村でございまして吉野町さんに一旦受け取っていただき、企業団に負担金として納めていただくものなどでございまして。医業外収益として赤字で記載してございまして長期前受金戻入として2,000万円余りがございまして。先ほどの南奈良総合医療センター同様、減価償却見合いで収益として計上するものでございまして。

以上が収益的収入の内訳でございまして。

続いて、下段、収益的支出でございまして。総額12億7,600万円余りでございまして。内訳といたしまして、医業費用12億6,900万円余り、医業外費用が700万円余りでございまして。医業費用の内訳として、給与費6億8,400万円余り、給料、手当等内訳は記載のとおりでございまして。また、青枠で囲ってございまして給与費の対医業収益比は58.8%でございまして。材料費、経費については、現吉野病院の実績等を踏まえて積算を行い、内訳

は記載のとおりでございます。収益的収入から収益的支出を引いた収支差は4,848万2,000円の赤字となります。先ほどの南奈良総合医療センター同様、現金収支を伴わない科目及び県からの貸付金を考慮した実質的な収支でございます。貸付後収支は1億2,538万2,000円の黒字でございます。

続いて、五條診療所の予算案について御説明をさせていただきます。

次の7ページ、資料2-4をお願いいたします。

まず上段、収益的収入でございますが、医業収益が4,866万9,000円でございます。ほとんどは外来収益でございます。

続いて下段、収益的支出でございますが、医業費用が5,433万4,000円でございます。給与費、材料費及び経費の内訳は記載のとおりでございます。収益的収入から収益的支出を引きました収支差はマイナス566万5,000円でございますが、県からの交付税相当分の貸付金がございますので、貸付後収支は143万5,000円の黒字となります。

続いて、建設改良費、資本的収支の予算について説明をさせていただきます。

8ページ、資料2-5をお願いいたします。

先に下段の資本的支出について御説明をさせていただきます。従来からイニシャルコスト分として説明させていただいておりましたが、総額196.6億円の事業費のうち、平成28年度に執行する予算を病院ごとに計上してございます。まず、南奈良総合医療センターについてでございますが、器械備品購入費として17億8,200万円余りを計上してございます。右端の備考欄に記載してございますが、医療情報システム・電子カルテの開発費用が12億4,000万円と大半を占めてございます。続いて、吉野病院でございます。土地・建物購入費として10億7,200万円余りを計上してございます。後ほど契約案件として説明をさせていただきますが、吉野病院の土地建物を購入するものでございます。次に、五條病院につきましては、病院改築事業費として19億8,800万円余り、また器械備品購入費として1億円を計上してございます。こちらも後ほど契約案件として御確認いただきますが、五條病院の改修工事費が主なものでございます。

以上を合計いたしまして、総額49億7,800万円余りが資本的支出の予算でございます。

ただいま説明させていただきました資本的支出の財源を上段、資本的収入として整理をさせていただいております。補助金のうち、県補助金は従来から財源としてございます地域医療再生基金補助金が合計14億7,900万円余り、また他会計補助金としてドクターヘリ導入のために必要な整備費用の財源として2,300万円余りの収入を見込んでい

るところでございます。その下、他会計負担金（市町村事業費負担金）は市町村で過疎債を発行していただき負担していただくものとして14億1,700万円余りでございます。また、企業債、病院事業債の特別分として20億5,700万円余りの収入を計上してございます。資本的収入、支出、いわゆる建設改良費の説明は以上でございます。

以上、説明させていただいた平成28年度の当初予算全体を一枚もので整理してございますので、最後そちらで御説明させていただきます。

9ページ、資料2-6をお願いいたします。

上段に収益的収入、支出を記載してございます。収入総額は81億5,100万円余り、支出総額が87億4,600万円余りとなり、資料の右側に記載してございますが、収支差は5億9,437万9,000円の赤字でございます。そのうち、現金収支を伴わない非現金収支分3億5,200万円余りを控除した実質収支が赤色の2億4,225万3,000円の赤字でございます。これに県からの交付税相当分の貸付金5億500万円余りを加えますと、最終的に2億6,348万円の黒字といった予算となっております。この黒字の中には将来の建設改良費に積み立て分として負担をしていただいております1億円、またそれと同額の1億円を組合が経営の中で捻出するといった部分を含んでございますので、2億円の黒字を出すことができれば、おおむね収支が均衡するといった想定をさせていただいているところでございます。

下段、資本的収入及び支出は先ほど説明させていただきましたとおり、必要な財源は補助金と起債で賄いますので収支はゼロ円となります。

非常に長くなりましたが、平成28年度の当初予算の説明とさせていただきます。御審議、よろしくお願いいたします。

○清須副委員長 理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第2号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

山口委員。

○山口委員 大変わかりやすい表をつくっていただいております。早くこの資料をいただいて目を通させていただいたら理解も深まったかなと思う次第でございます。送っていただいた資料では何を書いてあるかさっぱりわからないところがございますので、事前の説明というのは大事でございますので、今後とも、わかりやすい資料での説明を送付していただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

質問に入りたいと思います。今現在、五條病院はずっと黒字経営に変わったといううれしいお話も聞かせていただいた中で、病床の利用率が今、約80%と、そしてまた吉野病院が92%、この患者数を想定しての今の約2億の黒字になっていくというお話だと思うんですけども、その8割という根拠はどこから出ましたか。

○清須副委員長 杉山副管理者。

○杉山副管理者 まずは五條病院なり大淀病院の今の患者さんの数、それが南奈良へどれだけお越しになられるかといった部分と、急性期の2次の病院で、私どもと同様の規模の病院が全国に幾つかございますので、先ほどはベンチマークと申しましたけれども、似たような規模で同じような診療科のところの患者数、ベッド数（回転率）、あるいは単価などをいろいろ検証した結果、決して高目に設定しているということではなしに、みんなが力を合わせて頑張れば実現可能な数値かなということによって上げさせていただいているところでございます。

○清須副委員長 山口委員。

○山口委員 これは大変貴重な部分になってくると思うんですけども、やはり、それぞれの町村で取り組んでいかななくてはならない交通機関をしっかりと充実させることも大事であろうかと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○清須副委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清須副委員長 ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号、平成28年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について、原案どおり可決することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○清須副委員長 起立多数です。

議第2号については、原案どおり可決することに決しました。

---

### ◎3. 議第3号、南和広域医療組合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○清須副委員長 次に、議第3号、南和広域医療組合副管理者の給与及び旅費に関する条

例の一部改正について、理事者の説明を求めます。

杉山副管理者。

○杉山副管理者 議第3号の説明をさせていただきます。

10ページ、資料3をお願いいたします。

「1. 改正趣旨」のところに記載してございますとおり、副管理者の期末手当の支給率について人事院勧告を受けた奈良県知事、副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正に準じ、12月の期末手当の支給率の改正を行うものでございます。「2. 改正内容」に改定率を記載してございますが、12月分の支給率を100分の162.5から100分の167.5へ、100分の5改定するもので、適用時期は基準日でございます。昨年12月1日からとするものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○清須副委員長 理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第3号に関して質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第3号について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 異議なしと認めます。議第3号については、原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎4. 議第4号、南和広域医療組合を南和広域医療企業団

##### とすることに伴う条例の整理に関する条例の制定について

○清須副委員長 次に、議第4号、南和広域医療組合を南和広域医療企業団とすることに伴う条例の整理に関する条例の制定について、理事者の説明を求めます。

杉山副管理者。

○杉山副管理者 議第4号について説明を申し上げます。

11ページ、資料4をお願いいたします。

「1. 制定趣旨」に記載してございますとおり、企業団となることに伴い、現に施

行中の条例について必要な事項を定めるものでございます。「2. 主なポイント」に記載してございますとおり、例えば「組合」を「企業団」に、また「管理者」を「企業長」に字句の改正を行う必要がございます。資料の右側、「3. 条例案の概要」に記載のとおり、22の条例について所要の改正を行うものでございます。

次の12ページをお願いいたします。

具体的な条例案の概要について御説明をさせていただきます。資料左側、②組合に関連する字句の改正ということで、記載のとおり「管理者」を「企業長」に改めるなど字句の修正を行う必要がございます。また、それ以外に実質的な内容変更が伴うものを資料の右側、③主な所要の改正ということで整理をさせていただいております。

まず、(1) 南和広域医療組合職員定数条例の一部改正につきましては、先ほど職員定数のところで御説明をさせていただきましたが、「25人以内」を「460人以内」に改正を行うものでございます。次の(2) 南和広域医療組合管理者等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、記載のとおり、企業長、副企業長の給料月額の設定を行うものでございます。(3) 南和広域医療組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、記載のとおり、企業団に南奈良総合医療センター、吉野病院、五條診療所及び南奈良看護専門学校を置く旨の規定を設けるための改正でございます。

(4) 改正行政不服審査法の施行に伴う既存関係条例の字句等の改正については、行政不服審査法の全面改定を受けまして、情報公開条例、また個人情報保護条例の関係部分の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○清須副委員長 理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第4号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

採決に入ります。

議第4号について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 異議なしと認めます。議第4号については、原案どおり可決することに決しました。

◎ 5. 議第 5 号、南和広域医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、6. 議第 6 号、南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例の制定について、7. 議第 7 号、南和広域医療企業団職員の再任用に関する条例の制定について、8. 議第 8 号、南和広域医療企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について、9. 議第 9 号、南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の制定について、10. 議第 10 号、南和広域医療企業団職員の修学部分休業に関する条例の制定について、11. 議第 11 号、南和広域医療企業団職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、12. 議第 12 号、南和広域医療企業団職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、13. 議第 13 号、南和広域医療企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、14. 議第 14 号、南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について

○清須副委員長 次に、議第 5 号から議第 14 号までの人事関係 10 議案を一括議題とし、理事者の説明を求めます。

杉山副管理者。

○杉山副管理者 議第 5 号から議第 14 号までは、平成 28 年 4 月から病院運営を行うために一般職の職員を採用・雇用することに伴いまして人事関係の条例を整理するものでございます。

まず、13 ページ、資料 5 をお願いいたします。

議第 5 号、南和広域医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定でございます。「1. 制定趣旨」に記載のとおり、地方公務員法の規定に基づき人事行政の運営等の状況の公表に関し、所要の規定を設けるものでございます。「2. 主なポイント」に記載してございます公表する事項、公表の時期及び公表の方法について条例で規定する必要がございます。右側、「3. 条例案の概要」に記載のとおり、前年度の職員に係る状況を 12 月末までに公表するもので、公表事項については記載のとおりでございます。

次に、14ページ、資料6をお願いいたします。

議第6号、南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例の制定でございます。「1. 制定趣旨」に記載のとおり、地方公務員法の規定に基づき、一般職職員の定年等に関し所要の規定を設けるものでございます。右側、「3. 条例案の概要」に記載のとおり、定年は60歳、ただし医師、歯科医師については65歳でございます。

次に15ページ、資料7をお願いいたします。

議第7号、南和広域医療企業団職員の再任用に関する条例の制定でございます。「1. 制定趣旨」に記載してございます地方公務員法の規定に基づき、定年退職した職員の再任用に関し所要の規定を設けるものでございます。右側、「3. 条例案の概要」に記載してございます定年退職に準ずる者、また任期の更新の考え方、また任期の末日は記載のとおりでございます。

次に、16ページ、資料8をお願いいたします。

議第8号、南和広域医療企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の制定でございます。「1. 制定趣旨」に記載のとおり、地方公務員法の規定に基づき、サービスの宣誓に関する事項に関し所要の規定を設けるものでございます。「2. 主なポイント」の一番下の丸で記載してございますが、現3病院から身分移管される職員については、既に宣誓を行った上で公務員としての身分を得ているというところから、企業長に宣誓書の提出があったものとみなす旨の規定を設けることとしているところでございます。条例案の内容は右側、概要に記載のとおりでございます。

次に17ページ、資料9をお願いいたします。

南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の制定でございます。「1. 制定趣旨」に記載のとおり、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等に関し所要の規定を設けるものでございます。「2. 主なポイント」に記載してございますとおり、条例案につきましては総務省の準則、県及び医療業務を行う一部事務組合の先行例を参考に整理を行ってございます。また、現3病院において4月以降にまたがって既に育児休業の承認を得ている職員については、当初から企業団において育児休業の承認を得ているものとみなすといった運用を行う旨の規定を設けているところでございます。内容については右側、概要に記載のとおりでございます。

次、18ページ、資料10をお願いいたします。

議第10号、南和広域医療企業団職員の修学部分休業に関する条例の制定でございます。「1. 制定趣旨」に記載のとおり、職員の公務能力向上に資する自発的な学習を支援するため、地方公務員法の規定に準拠し、一般職職員の修学部分休業に関し所要の規定を設けるものでございます。「2. 主なポイント」に記載のとおり、条例案については地方自治法の規定及び県の例規を参考に整理を行っております。内容は右側に記載のとおりでございます。

次、19ページ、資料11をお願いいたします。

議第11号、南和広域医療企業団職員の高齢者部分休業に関する条例の制定でございます。「1. 制定趣旨」に記載のとおり、高年齢に達した職員の部分休業について、地方公務員法の規定に準拠し、一般職職員の部分休業に関し所要の規定を設けるものでございます。「2. 主なポイント」に記載のとおり、条例案については地方自治法の規定及び県の例規を参考に整理を行っております。右側、「3. 条例案の概要」に記載のとおり、高齢者部分休業ができる期間は55歳に達した日の属する年度の翌年度から、また医師、歯科医師については60歳に達した日の属する年度の翌年度から、それぞれ定年退職日までの期間中でございます。その他の概要は記載のとおりでございます。

続いて20ページ、資料の12をお願いいたします。

議第12号、南和広域医療企業団職員の自己啓発等休業に関する条例の制定でございます。「1. 制定趣旨」に記載のとおり、職員の公務能力の向上に資する自主的な国際貢献活動を支援するため、地方公務員法の規定に基づき、一般職職員の自己啓発等休業に関し所要の規定を設けるものでございます。「2. 主なポイント」に記載のとおり、条例案については先行情及び奈良県立病院機構の例規を参考に整理を行っております。自己啓発等休業の期間等条例案の内容は右の概要に記載のとおりでございます。

次に21ページ、資料13をお願いいたします。

南和広域医療企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定でございます。「1. 制定趣旨」に記載のとおり、有為な職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等する配偶者と一定期間生活を共にすることができるよう、地方公務員法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し所要の規定を設けるものでございます。「2. 主なポイント」に記載のとおり、条例案については県の例規を参考に整理を行ってござ

います。同行休業の期間等概要は右側に記載のとおりでございます。

続いて、22ページ、資料14をお願いいたします。

議第14号、南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定でございます。「1. 制定趣旨」に記載のとおり、地方公務員災害補償法の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関し、所要の規定を設けるものでございます。「2. 主なポイント」に記載のとおり、条例案については県及び先行例の例規を参考に整理を行ってございます。条例案の適用を受ける職員等内容は、右側の記載のとおりでございます。

非常に長くなりましたが、一般職の職員を雇用することに伴い整理をする必要のある人事関係の条例案の説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○清須副委員長 理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第5号から議第14号までに関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 採決に入ります。

議第5号から議第14号までについて、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 異議なしと認めます。議第5号から議第14号までについては、原案どおり可決することに決しました。

1時間たったので、トイレ休憩を5分間。5分後に開始します。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時36分

○清須副委員長 再開いたします。

---

◎15. 議第15号、南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、16. 議第16号、南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の制定に

ついて、17. 議第17号、南和広域医療企業団企業長及び  
副企業長の退職手当に関する条例の制定について

○清須副委員長 次に、議第15号から議第17号までの給与関係3議案を一括議題とし、理事者の説明を求めます。

杉山副管理者。

○杉山副管理者 議第15号から議第17号までは、平成28年4月から病院運営を行うために一般職の職員の雇用に伴い、給与関係の条例を整備するものでございます。

23ページ、資料15をお願いいたします。

議第15号、南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定でございます。「1. 制定趣旨」に記載のとおり、地方公営企業法の規定に基づき、職員の給与の種類及び基準に関し、所要の規定を設けるものでございます。「2. 主なポイント」に記載のとおり、総務省の準則、県及び医療業務を一部事務組合で行っている先行例を参考に整理を行ってございます。右側、「3. 条例案の概要」に記載してございますとおり、給料の種類、手当の種類及び給与の基準は記載のとおりでございます。具体的な手当等の内容につきましては、この条例の範囲内で企業長が給与規程等として別途定めることとなります。

次に、24ページ、資料16をお願いいたします。

議第16号、南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の制定でございます。

「2. 主なポイント」に記載してございますとおり、県及び医療業務を行う一部事務組合の先行例を参考に整理を行ってございます。また、一番下、3つ目の丸でございますが、各病院から身分移管される職員のうち退職金の支給を受けた職員で、所要の税額を除く金額を企業団に納付した職員については、当初から企業団に勤務している職員とみなす旨の規定を設けることとしております。これは、現在の吉野病院及び大淀病院に勤務する職員、医師は除きますけれども、両病院に勤務する職員は一旦、市町村退職手当組合から退職金を受け取っていただきます。公務員の場合、勤務年数が延びるほど退職手当の支給率が高くなることから、身分移管に伴いまして職員に不利益が生じない制度にさせていただきたいということについてはこれまでの議会でも説明をさせていただいてきたところでございます。そのため、本人の意思で受領した退職金を企業団に納付した場合には在職期間を通算した退職手当となる規定を整備したいというふうに考えているところでございます。概要は右側、「3. 条例案の概要」

に記載のとおりでございます。

次に、25ページ、資料17をお願いいたします。

議第17号、南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の制定でございます。「1. 制定趣旨」に記載のとおり、地方自治法の規定に基づき、企業長及び副企業長の退職手当に関し、所要の規定を設けるものでございます。「2. 主なポイント」に記載してございます県及び医療業務を一部事務組合で行っている先行例を参考に整理を行ってございます。右側、「3. 条例案の概要」に記載してございますが、退職手当の額につきましては、「給料月額×在職月数×100分の10」としてございます。本企业団同様、病院事業について企業団方式で行っている団体の退職手当の調査を行いました。記載のとおり、熊本県の100分の10から徳島県の100分の40といった幅がございます。平均でいきますと100分の27というところ、そういった情報を得ておりますが、熊本県同様、最も低い100分の10としたいと考えてございます。また、③退職手当の支給等ということで、奈良県職員から派遣されてきた企業長等の場合の考え方については記載のとおりでございます。

給与関係の条例案の説明は以上でございます。御審議、どうぞよろしくお願いをいたします。

○清須副委員長 理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第15号から議第17号までに関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第15号から議第17号までについて、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 異議なしと認めます。議第15号から議第17号までについて、原案どおり可決することに決しました。

## 例の制定について

○清須副委員長 次に、議第18号、南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の制定について、理事者の説明を求めます。

杉山副管理者。

○杉山副管理者 26ページ、資料18をお願いいたします。

議第18号、南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の制定についてでございます。

「1. 制定趣旨」に記載のとおり、病院及び診療所の開設に伴い、料金の徴収について所要の規定を設けるものでございます。「2. 主なポイント」に記載してございませとおり、料金につきましては県立病院、吉野病院及び大淀病院、並びに近隣の病院の料金を参考に設定を行ってございます。右側、「3. 条例案の概要」を御覧ください。まず、診療費に係る料金については県立病院と同様としてございます。基本、診療費については厚労省が定める診療報酬がございませが、それ以外に、例えば労災ですとか交通事故、そういった場合には若干の割増の料金をいただきますが、それについては県立病院と同様の金額にしたいと考えてございます。

次に、診療費以外の収入を記載してございます。まず、一番上、紹介状のない患者さんにつきましては初診時選定療養費ということで1,080円の負担をお願いいたします。次、室料につきましては、南奈良総合医療センターは特室が1万800円、個室、A室と書いているのが該当ですけれども、1日7,560円でございます。吉野病院は一般病棟と療養病棟で金額が異なります。一般病床は、特室が7,560円、個室はB室でございますが、5,400円でございます。療養病床は、特室が4,320円、個室はC室でございますが、3,240円でございます。療養病床の場合、在院日数も長くなりますので若干負担を軽くするといった形で入院していただける、できるだけ稼働率を上げる必要もございませるので、そういった形で見直しをさせていただきたいと思っております。また、2人部屋、D室でございますが、1,080円でございます。また、文書料は県立病院と同様に記載の料金としたいと考えてございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○清須副委員長 理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第18号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

山口委員。

○山口委員

南奈良総合医療センターの特室、また個室の部屋数を教えていただけますか。

○清須副委員長 杉山副管理者。

○杉山副管理者 南奈良総合医療センター、特室は2室、個室は40床でございます。ですから、一般病棟が4つありますので、おおむね10平均ぐらいのところですよ。

○清須副委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第18号について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 異議なしと認めます。議第18号については、原案どおり可決することに決しました。

---

◎19. 議第19号、南和広域医療企業団行政不服審査法施行  
条例の制定について、20. 議第20号、南和広域医療組合  
事務局設置条例等の廃止について

○清須副委員長 次に、議第19号、南和広域医療企業団行政不服審査法施行条例の制定について及び議第20号、南和広域医療組合事務局設置条例等の廃止についてを一括議題とし、理事者の説明を求めます。

杉山副管理者。

○杉山副管理者 27ページ、資料19をお願いいたします。

議第19号、南和広域医療企業団行政不服審査法施行条例の制定でございます。「1. 制定趣旨」に記載のとおり、改正行政不服審査法の施行に伴い、審査会の設置について所要の規定を設けるものでございます。「2. 主なポイント」に記載してございます条例案については、県から示されている条例準則を参考に整理を行ってございます。右側、「3. 条例案の概要」に記載のとおり、企業団に行政不服審査会を置くこととし、委員の規定及び書類の写し等の交付に係る手数料は記載のとおりでございます。

続いて28ページ、資料20をお願いいたします。

議第20号、南和広域医療組合事務局設置条例等の廃止について説明をさせていただきます。「1. 制定趣旨」に記載のとおり、企業団への移行に伴い、条例を整理する

中で廃止する7つの条例を一括して廃止するための条例でございます。右側、「3. 条例案の概要」に記載のとおり、まず①管理規程の制定により廃止する条例が記載の4つの条例がございます。次に、②資産の取得、管理及び処分を企業長が行うことにより、記載の南和広域医療組合議会の議決に付すべき契約に関する条例を廃止いたします。なお、米印で記載のとおり、地方公営企業法第33条第2項によりまして、条例で定める重要なものの取得及び処分については予算で定めなければならないとして、議会の関与は担保されているところでございます。具体的には、下の囲みに当該部分を抜粋し記載してございますが、南和広域医療企業団病院事業の設置等に関する条例の中にこういった規定をしてございます。次に、③病院の開設に伴い、規定内容の全面改正が必要になることから廃止する条例、また④条例を一本化するために廃止する条例がそれぞれ1条例ございます。具体の条例は記載のとおりでございます。

議第19号及び議第20号の説明は以上でございます。御審議どうぞよろしくお願いをいたします。

○清須副委員長 理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第19号及び議第20号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 採決に入ります。

議第19号及び議第20号について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 異議なしと認めます。議第19号及び議第20号については、原案どおり可決することに決しました。

---

### ◎21. 議第21号、南和広域医療組合五條病院改修工事にかかる請負契約の締結について

○清須副委員長 議第21号、南和広域医療組合五條病院改修工事にかかる請負契約の締結について、理事者の説明を求めます。

杉山副管理者。

○杉山副管理者 29ページ、資料21をお願いいたします。

議第21号について説明をさせていただきます。「1. 工事概要」をごらんいただけ

ますでしょうか。工事の内容は（３）工事概要に記載してございますが、本館A棟等の撤去工事ほか記載のとおりでございます。工事期間は記載のとおり、平成29年2月28日までとし、予定価格も記載しておりますが、19億3,690万4,400円でございます。業者選定につきましては総合評価落札方式一般競争入札とし、入札状況に記載のスケジュールで進めてまいりました。2月10日に入札を実施、資格審査を行い、2月22日に開催いたしました運営会議の御了承をいただき仮契約を締結しているところでございます。契約の相手方等は仮契約の状況に記載してございますとおり、契約金額は19億3,644万円、契約の相手方は村本・田原特定建設工事共同企業体でございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○清須副委員長 理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第21号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

金山委員

○金山委員 何社の応募があったのと、請負率が何%かだけ、ちょっと教えてください。

○清須副委員長 杉山副管理者。

○杉山副管理者 応札がございましたのはJV1社、1企業体のみでございます。

○金山委員 これ。

○杉山副管理者 はい。それで、落札率は99.97%でございます。

○清須副委員長 金山委員。

○金山委員 本体の工事でも物価上昇によって契約が変更というような形がありますけど、この工事に関しては、もうこれで変更なしということでもいいんですか。

○清須副委員長 杉山副管理者。

○杉山副管理者 契約書上は南奈良同様、いわゆる物価スライドの部分の条項は入れないといけないというところで、条項としては盛り込んでおります。ただ、今後どうなるかにつきましては、今回はたまたま期間も限られておりますし、全体の状況から、若干これは希望的観測ですけれども、当初、南奈良のときをお願いしたような状況にはならないと思っております。これはわからないですけど、条項としてはまず盛り込んでおるといふ説明とさせていただきます。

○清須副委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清須副委員長 ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第21号、南和広域医療組合五條病院改修工事にかかる請負契約の締結について、原案どおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○清須副委員長 起立多数であります。議第21号については、原案どおり可決することに決しました。

---

## ◎22. 議第22号、吉野病院の土地・建物の取得について

○清須副委員長 次に、議第22号、吉野病院の土地・建物の取得について、理事者の説明を求めます。

杉山副管理者。

○杉山副管理者 30ページ、資料22をお願いいたします。

議第22号、吉野病院の土地・建物の取得についてでございます。現吉野病院の土地・建物につきまして、昨年11月に再度鑑定を行い、記載の物件につきまして、土地については9,900万円、建物については9億7,308万円を吉野町から購入したいと考えてございます。なお、一番下に書いてございますが、昨年、平成27年12月、吉野町議会におきまして、この価格で当組合に売却することについて既に御議決をいただいている状況でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○清須副委員長 理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第22号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

山口委員。

○山口委員 大変高額なお金になっておりますので、坪単価は幾らぐらいで土地の購入をされるのですか。

○清須副委員長 岡事務局次長。

○岡事務局次長 失礼いたします。総額を土地の面積3,921平米で割りますと2万5,200円余りになります。

○清須副委員長 山口委員。

○山口委員 それは土地の評価額、または不動産鑑定士を入れた値段になっておるのかお尋ねいたします。

○清須副委員長 杉山副管理者。

○杉山副管理者 大分前になりますけれども、全体の整備費の見込みを立てる段階で一旦鑑定を入れてございましたが、そこから時期がたっておりますので、今回の購入に当たって、先ほど申し上げましたが昨年の11月に改めて不動産鑑定ということで評価をいただいた結果がここにお示ししている数字でございます。

○清須副委員長 ほかに質問ございませんか。

吉井委員。

○吉井委員 すみません、ちょっと参考までに聞かせていただきたいんです。この建物の耐用年数はどれぐらいございますか。

○清須副委員長 岡事務局次長。

○岡事務局次長 失礼いたします。昨年の11月1日現在で鑑定していただいた結果、30年ということになっております。

○清須副委員長 金山委員。

○金山委員 耐震はちゃんとできていますか。

○清須副委員長 岡事務局次長。

○岡事務局次長 耐震はなっております。

○清須副委員長 ほかにございませんか。

質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第22号について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 異議なしと認めます。議第22号については、原案どおり可決することに決しました。

---

### ◎23. 同第1号、南和広域医療組合監査委員の選任につき

#### 同意を求めることについて

○清須副委員長 次に、同第1号、南和広域医療組合監査委員の選任につき同意を求める

ことについて、理事者側の説明を求めます。

杉山副管理者。

○杉山副管理者 31ページ、資料23をお願いいたします。

同第1号について説明をさせていただきます。現在、組合規約の規定に基づき、2名の監査委員に御就任をいただいております。そのうち、識見の監査委員でございます橋本委員の任期が本年3月で満了となります。橋本委員は元五條市の職員の方ですが、豊富な行政経験を生かし、今まで組合の財務執行状況についての的確なる審査及び指導をいただいているところでございます。また、昨年の8月の公営企業会計へ移行した後も御指導賜っているところでございます。

組合といたしましては、引き続き橋本委員に識見の監査委員をお願いしたいと考えており、議会の同意を求めるところでございます。

御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○清須副委員長 理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

同第1号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

同第1号について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 異議なしと認めます。同議1号については、原案どおり可決することに決しました。

ただいま同意された橋本監査委員には、引き続きその職務に邁進されますことを祈念いたします。

以上で本会議より付託されました議案が議了いたしました。

---

### ◎報告事項等について

1. 竣工式典、内覧会の概要について

2. 医療健康ジャーナル(はびねすだより)の発行について

○清須副委員長 続きまして、次第4. 報告事項等について、理事者側の説明を求めま

す。

杉山副管理者。

○杉山副管理者 最初に説明させていただいていました別綴じの資料、病院建設委員会の会議資料に戻っていただいて、そちらの8ページ、資料3をお願いできますでしょうか。

竣工式典・内覧会の概要について御説明をさせていただきます。記載のとおり3月13日の日曜日、竣工式典、並びに地域住民の方々向けの内覧会を開催させていただくこととし、既に関係者の方々には御案内を送付させていただいているところでございます。記載のとおり、竣工式典は9時30分から1時間程度、その後、テープカットに引き続き関係者の方々の内覧会を開催、その後簡単な祝賀会を開催させていただきたいと考えてございます。資料の右側に記載の方々に案内状を送付させていただき、約250名の方の出席予定となっているところでございます。

なお、構成市町村の議会に対しましては、議長様、副議長様に御案内をさせていただいておりますので申し添えさせていただきます。

また、同じ日の午後2時から地域の住民の方々向けの内覧会を開催させていただきます。周知につきましては、後ほど説明させていただきますが組合の情報誌「はびねすだより第2号」を3月初旬、それぞれ市町村の広報紙が配付されますときに挟み込んでいただくようお願いをさせていただいており、全戸配付ということで、この中に御案内の記事を掲載させていただいているところでございます。今申し上げましたはびねすだより、別刷りの印刷物で、この冊子をお手元に置かせていただいております。こちらについても簡単に補足の説明をさせていただきます。

昨年11月に第1号ということで、南和地域の健康・医療に関する情報誌ということで創刊号を出させていただきました。新病院の開院を間近に控えまして、地域の住民の皆様方に新しい病院について知っていただくというところで、今回第2号を発行させていただいたところでございます。先ほど申し上げました内覧会の御案内は、7ページの下段に日時等も入れさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○清須副委員長 理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

次第4に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

金山委員。

○金山委員 この中で、近隣住民というのは、ここら周辺の住民だけですか。

○清須副委員長

杉山副管理者。

○杉山副管理者 地元だけということではなしに、できましたら広く構成団体の住民の方々に、ぜひこの機会に一回見ていただきたい。こちらは副首長がお集まりの連絡調整会議等の場でお願ひさせていただいていますが、基本、出席自由ですので事前申し込み等は要らないのですが、例えば村からバスを出してやろうといった場合は、そのバス置き場を組合で準備しておく必要がございますので、そういった場合は事前に役場から私ども組合にお声がけをいただきたいということでお願ひさせていただいております。ぜひそういった形で見に来ていただけたらと思っているところでございます。

以上でございます。

○清須副委員長 金山委員

○金山委員 はい、わかりました。

○清須副委員長 ほかに質疑のある委員はおりませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 いないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

---

### ◎その他

○清須副委員長 続きまして、この機会に何かございせんか。発言する委員は挙手をお願いします。

金山委員。

○金山委員 1つお尋ねしたいんですけど、総合病院というのは、検査を受けるのに3カ月待ちとかそういう状況があるので、そこは、例えばMR撮ってどうだというとき、ものすごく長いことかかるんですけど、そういう状況についてはどういう想定でお考えいただいているか、ちょっとお聞きしたいんです。

○清須副委員長 松本副管理者。

○松本副管理者 今御質問のCT、MR等の高度な放射線機器につきましては、できるだけ効率よく予約を入れていきたいと思っております。まだこれからでございますので、現時点では実際どの程度の待ちになるかどうかわかりません。ただ、やはり緊急

時は当然のことながら一刻を争いますので、やや予約とは関係なくやる場合はもちろんございます。それ以外で、混雑状況とか予約状況によりまして、やはり、どう考えてもこれは待ち時間が長いなというときにつきましては、一定、例えば機器を動かす時間帯を少し延長するとか、夕方の時間帯でありますとか、あるいは場合によっては土曜日なんかを作動させまして、できるだけ予約を余り長時間待たせないような形には考えておるところでございます。

今のところ医療ニーズから考えて、それほど予約の待ち時間が長いというようなことはないだろうと想定はしておるところでございます。

○清須副委員長 金山委員。

○金山委員 よろしく申し上げます。

○清須副委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、理事者側から何かございませんか。

以上でその他事項の質疑等を打ち切ります。

以上をもちまして、本日の当委員会で予定していました事項の全てについて審議が終了いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続審査事項について

○清須副委員長 続きまして、会議規則第67条の規定により、閉会中の継続審査事項として、組合同約第4条に定める組合の共同処理する事務全般について、議長に申し出たいと思います。

その理由としては、前回と同様に、業務等の進捗に応じた理事者側からの報告事項等について、当委員会で審議するためであります。

お諮りいたします。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、組合同約第4条に定める組合の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることにより御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 異議なしと認めます。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、組合同約第4条に定める組合の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることにより決しました。

次に、本会議において、当委員会での審査の経過と結果につきまして、委員長報告

を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 異議なしと認めます。

当委員会での審査の経過と結果につきまして、本会議で委員長報告を行うこととします。

議長にお取り計らいをお願いします。

委員長報告に関しまして、委員長報告の内容につきましては、私に一任でお願いいたしたいのですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清須副委員長 異議なしと認めます。

審議内容をまとめて作文している時間がないので、不出来な面は御容赦いただきますようお願い申し上げます。

---

#### ◎閉会宣言

○清須副委員長 最後になりましたが、委員各位の御協力によりまして、円滑に審議を進行することができましたこと、感謝を申し上げます。

これをもちまして、病院建設運営委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時14分

平成28年3月1日

副 委 員 長            清    須    智    成

署 名 委 員            春    增            薫

署 名 委 員            秋    本    登 志 嗣